

# 歯科技工士業務従事者届



令和4年12月31日現在

|                        |                     |     |     |    |   |
|------------------------|---------------------|-----|-----|----|---|
| フリガナ                   |                     |     |     |    |   |
| 氏名                     |                     | 性別  | 男・女 | 年齢 | 歳 |
| 住所                     |                     |     |     |    |   |
| 歯科技工士名簿登録              | 番号                  |     |     |    |   |
|                        | 登録年月日               | 年   | 月   | 日  |   |
| 業務に従事する場所<br>(主たるもの1つ) | 該当する数字1つを○で囲んでください。 |     |     |    |   |
|                        | 1 歯科技工所             |     |     |    |   |
|                        | 2 病院・診療所            |     |     |    |   |
| 3 歯科技工士学校又は養成所         |                     |     |     |    |   |
| 4 事業所                  |                     |     |     |    |   |
| 5 その他                  |                     |     |     |    |   |
|                        | 所在地                 | 宮城県 |     |    |   |
|                        | 名称                  |     |     |    |   |
| 備考                     |                     |     |     |    |   |

## 【記載上の注意】

- 届出の対象となる方は、令和4年12月31日現在において宮城県内で歯科技工士として業務に従事（施設等に就業している方で、病気、療養、その他の理由により休業している場合を含む。）している方並びに臨時に就業している方及び教育機関に勤務している方です。
- 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主な1か所について記載して届け出てください。
- 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用してください。
- 昭和57年3月31日までに免許を取得した方は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記してください。（知事免許の場合は備考欄へ都道府県名を明記。大臣免許の場合は明記不要です。）
- この届の提出期限は令和5年1月16日です。

# 歯科技工士業務従事者届について

○この届出は歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第6条第3項の規定に基づくものです。

## ◎注意事項

- ・「氏名」にはフリガナも記入してください。
- ・「住所」は、現に居住している場所を記入してください。
- ・「歯科技工士名簿登録」については、昭和57年3月31日までに免許を取得した方は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記してください(知事免許の場合は備考欄へ都道府県名を明記。大臣免許の場合は明記不要です。)
- ・「業務に従事する場所」は下記を参考に区分してください。

### 1 歯科技工所

歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条第3項に規定する歯科技工所に勤務している方

### 2 病院・診療所

医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項又は第2項に規定する病院又は診療所に勤務している方で当該病院 又は診療所において治療中の患者のための歯科技工を行っている方。なお、業務に従事する場所が病院又は診療所であっても、歯科技工所としての届け出がされている場所に勤務する方は、「1 歯科技工所」の該当になります。

### 3 歯科技工士学校又は養成所

文部科学大臣の指定した歯科技工士学校又は都道府県知事の指定した歯科技工士養成所において業務に従事している方

### 4 事業所

1から3に該当しない事業所又は事務所(会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関、その他の事業所又は事務所)において業務に従事している方

### 3 その他

1から4に該当しない場所において業務に従事している方

〈参 考〉

## ○歯科技工士法抜粋

### 第6条

3 業務に従事する歯科技工士は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

## ○歯科技工士法施行規則抜粋

第5条 法第6条第3項の厚生労働省令で定める2年ごとの年は、昭和57年を初年とする同年以後の2年ごとの各年とする。

2 法第6条第3項の規定による届出事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名、年齢及び性別
- 二 住所
- 三 歯科技工士名簿登録番号及び登録年月日
- 四 業務に従事する場所の所在地及び名称

3 前項の届出は、様式第3号によらなければならない。